

## 令和元(2019)年度 事業計画

## 1. はじめに

平成13年4月、無認可の小規模作業所として開所。平成18年4月障害者自立支援法施行に伴い、平成19年4月指定障害福祉サービス事業へ移行しこれまで事業運営(活動)してきました。

19年目となる今年度は「利用者のために！」をスローガンに掲げ、私たち事業者、そして、職員一人一人が「利用者のために！」以下の重点項目に取り組みます。

### 【重点項目】

- ① 利用者が就労、活動しやすい環境づくり
- ② 職員のスキルアップ
- ③ 虐待の防止

## 2. 重点項目

### ① 利用者が就労・活動しやすい環境づくりを行います。

(1)準備から片付けまでを利用者自身でできるよう、同じものは同じ場所に保管し、また、不用品を置かないようにします。

(2)朝礼、昼礼を行います。

前日に、翌日の予定検討を行い、ホワイトボードへ記載します。各事業、班ごとに朝礼、昼礼を行い、誰が、何を、どれだけするのかを伝えます。

(3)清潔な事業所づくり

毎月1回、4S(整理・整頓・清掃・清潔)を行う。16時(利用者が帰宅後)から事業所内外の清掃及び次の日の準備を行います。

### ② 職員のスキルアップ

それぞれの事業や担当業務によって支援方法は異なりますが、私たち職員の使命・目的は、利用者支援です。利用者の皆様が、満足して利用していただくためには、支援する職員一人一人のスキルアップが不可欠です。より質の高いサービス提供ができる職員になるため、法人は基より職員個々に自己啓発に努めます。

(1)職員個々に資質向上のための目標を設定し取り組みます。

(2)研修受講を行います。(1名1回以上)

外部研修	法人内研修(会議)
平成31年度社会福祉従事者研修会(熊本県社会福祉協議会)	個別支援会議(毎月1回以上)
全国社会福祉協議会 中央福祉学院研修	スタッフ会議(毎月1回)
戸山サンライズ 全国障害者総合福祉センター研修	生活介護ケース会議(毎月1回)
国立障害者リハビリテーションセンター学院研修	就労支援会議(就労B型)(毎月1回)
総合健康推進財団研修	
障害者虐待防止法・権利擁護研修会(熊本県)	
熊本県社会就労センター協議会研修会	
3法人(アバンセ、なずな工房、こころみ会)合同職員研修会	

※その他関係機関による研修会、講演会等へ出席

有資格者数(平成31年3月31日時点)

サービス管理責任者 研修受講終了者	介護福祉士	社会福祉主事任用	介護職員初任者研修終了 (ホームヘルプ2級)
4	2	3	7

### ③ 虐待の防止

虐待を防止するため、管理者、サービス管理責任者が現場(それぞれの就労・活動の場)に直接足を運び支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な支援や対応が行われていないか日常的に把握します。職員個人が支援現場における課題や悩みを抱え込まず、支援に当たったの悩みや苦労を職員が相談できる体制、職員の小さな気づきも職員が組織内でオープンに意見交換し情報を共有する体制、風通しの良い環境を整備します。

また、職員のストレスも虐待を生む背景の一つであり、管理者は職場の勤務状況を把握し、働きやすい職場づくりを行います。職員自身が支援の質の向上(スキルアップ)に努めることも大切であることから自己啓発に努めます。

#### (1) 日常的な支援場面等の把握

- ・管理者は毎日、一人一人全員に声かけをします。
- ・サービス管理責任者はスタッフに対して、技術的な指導、助言などの人財育成を行います。

#### (2) 風通しの良い職場づくり

- ・保護者の方より、職員へ想いを話してもらう。
- ・ボランティアや実習生等の受け入れを行います。

#### (3) 職員教育

- ・入社時、事業所内研修を行います。(5時間以上)
- ・在籍職員に対して、1回以上外部研修受講をします。

※虐待防止委員会の開催(5月、9月、2月)

◇添付資料 身体拘束等廃止マニュアル

## 3. 就労継続支援B型事業(定員25名)

生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

その一つに「工賃向上」があり、『利用者が地域において自立した生活を実現するため、工賃の更なる向上に取り組むことが重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえるために主体的に取り組むことが何よりも重要である。』(「工賃向上計画」を推進するために基本的な指針 障発0324第3号より)

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、平均工賃に応じた報酬改定見直しが行われ

た。

- ・基本報酬については、定員規模別に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- ・工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

【トライハウスは、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)(五) 7.5:1】

※目標工賃達成指導員配置加算の場合は 6:1

「生産活動その他の活動の知識及び能力向上」「工賃向上」を実現するための支援を行います。班編成は、利用者個々の障がい特性や長所、短所を考慮し、栽培班と出荷班とします。農業(小ねぎ)を主に通年、栽培から出荷まで行います。出荷先は、JA(大同青果)と店舗販売(委託)とします。今後、一年を通して安定した収量を確保するため、ビニールハウスの増設(2棟)、(株)みらい像(大分県)と契約し、土壌分析、施肥指導を受けます。

『令和元(2019)年度 目標平均月額工賃 13,500円』

## 圃場

### 【野菜】

園内畑(591㎡)、広江畑上段(1335㎡)、広江畑下段(863㎡)、道上畑(1310㎡)、道上下の畑(3000㎡)、大江 395-1(1981㎡)・大江 395-2(828㎡)、

### 【稲作】

受託田・・・道上 883 番地(1000㎡)、道下 1088 番地(1850㎡)、道下 1114 番地(2585㎡)、  
道下 1098 番地(3856㎡)、所島(牛合)916-1 番地(2000㎡)

工賃は、1日500円(栽培班は手当として50円から200円を加算)とします。

### ◇添付資料 平成31年度工賃の支払い方法

## それぞれの役割

### (1)栽培班(主な就労内容:農作物栽培・管理)

- ①小ねぎの収穫(泥落としなど)を丁寧に、且つ確実に行います。
- ②栽培班内での報告・連絡を確実に行います。
- ③雑草駆除時、小ねぎが折れないようにきれいに行います。

### (2)出荷班(主な就労内容:農作物出荷準備・納品、内部外注加工作業)

- ①小ねぎの選別からポリ入れ(出荷工程)まで正確に行います。
- ②作業準備・片付け(掃除)をメンバー自身で行います。
- ③いつもきれいに整理整頓をします。

### (3)生活支援(清潔感のある身だしなみ・事業所づくり)

- ①着替え時、衣服調整、汚れ等の確認・支援を行います。
- ②朝礼・昼礼時、健康観察(目視)、身だしなみ、清潔面(爪、ハンカチ、歯の磨き残し)の確認支援を行います。
- ③週1回、各自ロッカーの確認を行います。

上記、①確認後、不備があった場合は、自身で行っていただきます。また、連絡帳に記載し、ご家庭と連携を取り、自宅で行っていただくようにします。

就労内容

(1)小ねぎ(出荷時期 通年)

栽培から出荷まで全般作業を行います。出荷先は、JAと委託店舗

(2)水前寺せり(出荷時期 12月から2月中旬)

栽培から出荷まで全般作業を行います。出荷先は、原則、JAとします。

※ただし、小ねぎ出荷を優先します。

(3)直売野菜(出荷時期 小ねぎが取れないとき)

セリ、ニラ、サニーレタス、玉ねぎ、ニンニク、唐辛子、大根などトライハウスで栽培した野菜を厨房や利用者、職員等へ直接販売します。

(4)店舗野菜

小ねぎを店舗へ委託して販売します。また、小ねぎが出荷できないときに、セリ、ニラ、サニーレタス、玉ねぎ、ニンニク、唐辛子、大根などトライハウスで栽培した野菜を店舗へ委託して販売します。

(5)内部外注加工

トライハウス(事業)から委託した事業所内の一部清掃と昼食配膳準備(食器類)及び事務作業等を就労支援事業で受託を行います。

(6)稲作

借り受けた田の稲作を行います。

(7)その他(ギフト他)

お中元、お歳暮等の仕入商品の販売、自主製品の製造販売及び日本財団チャリティー自動販売機売上手数料。

	項目	収入	支出	差引	備考
(1)	水前寺せり	400,000	120,000	280,000	
(2)	小ねぎ	4,000,000	1,200,000	2,800,000	
(3)	直売野菜	300,000	90,000	210,000	
(4)	店舗野菜	300,000	90,000	210,000	
(5)	内部外注加工費	130,000	0	130,000	
(6)	稲作	1,200,000	400,000	800,000	8俵/反×9反
(7)	その他	200,000	150,000	50,000	
	合計	6,530,000	2,050,000	4,480,000	

※13,500円(月平均目標工賃)×27名(定員)×12ヶ月

◇添付資料 平成31年度 体制図

#### 4. 生活介護(定員10名)

今年度のスローガン「利用者のために」そして、生活介護では「晴れた日は、外に出よう」を掲げ介護、支援を行います。

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、排せつ、食事の介助等、創作的活動または生産活動の機会を提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的に、①身辺介護 ②バイタルチェック ③体力増進支援 ④創作活動 ⑤事業所敷地内の美化活動及び環境整備 ⑥地域貢献活動 ⑦生産活動を行います。

① 身辺介護

必要に応じて、排せつ・食事・歯磨き等の身辺介護を行う。また、昨年度に引き続き入浴支援(各自週1回)を行います。午後、歯磨き支援を行います。

② バイタルチェック

毎朝、看護師による血圧・脈拍・体温測定を行います。

③ 体力増進支援

午前中は主に体を動かす活動を行います。(晴れた日は、外に出る活動を行います。)

・近隣公園にてウォーキングやドライブに行きます。

・音楽や映像に合わせて体を動かす。(ダンス・カラオケ)

・雨天時は室内にてボールレクリエーションを行います。

・スポーツ教室(外部講師により毎月1回)を行います。(東の部屋にて)

④ 創作活動

・カレンダー(毎月)作成を行います。

・フラワーアレンジ(外部講師により4回)(5月・10月・12月・2月)を行います。

・季節に沿った物を作ります。(3ヶ月ごとにテーマを決めて)

⑤ 事業所敷地内の美化活動

事業所玄関を中心に、季節ごとの花苗植えや花壇の整理(草取り)及び水やりを行います。また、事業所内のゴミ拾いを行います。

⑥ 地域貢献活動

地域のゴミ拾いを行います。

⑦ 生産活動

畑作業(野菜、花などの栽培、販売)

「すること向上」支援

利用者一人ひとりの障がい特性や性格を理解し、言葉での自己表現や意思伝達が難しい方の想いや意向をどうくみ取るか。その行動は何を訴えようとしているのかを考え、より適切な支援が提供できるようにします。また、活動しやすい環境づくり、その人の長所を見つけ、一人一役に繋げ、することを一つでも増やし、「すること向上」支援を行います。

保護者の方々に来所いただき、ご意見やご要望をお聴きする機会を設けます。

◇添付資料 平成31年度 体制図

5. 行事・活動(就労以外)

行 事 ・ 活 動	
5月	消防訓練(図上訓練)、バーベキュー昼食会

6月	水難訓練、田植え体験交流(大光保育園)
7月	一泊旅行
10月	スポーツレクレーション、稲刈り体験交流(大光保育園)
11月	和菓子づくり体験、消防訓練(自主)
12月	第18回もちつき会、カラオケ忘年会
1月	初詣(下無田神社)
2月	ボーリング大会(昼食)
3月	花見

※スポーツ教室:T-STEP(外部講師)の指導により行います。就労B型1回、生活介護1回

※メンバー会議:毎月1回行います。

※誕生会 :メンバーの誕生月に昼食前に行います。

※4S活動(整理・整頓・清掃・清潔):毎月1回行います。

※上記は予定であり中止や変更をすることもあります。

※歯科治療を行います。(木曜日の午後、きずな歯科より)

## 6. 営業日時

(1)営業日・・・月曜日から金曜日。また、土曜日も営業することがあります。(当該月マイナス8日)

(2)営業時間・・・8時30分～17時30分

(3)サービス提供時間・・・9時～16時

(4)休業日・・・日曜日、国民の祝日、夏期(8月12・13・14・15日)、冬期(12月30・31日/1月1・2・3日)

※行事や天災により変更することもあります。

◇添付資料 平成31年度トライハウス営業日

## 7. 職員配置

職名	勤務形態	勤務時間	人数
管理者	常勤(就労B型/生活介護)	8:30～17:30(8時間)	1
サービス管理責任者	常勤(就労B/生活介護/GH)	8:30～17:30(8時間)	1
生活支援員	常勤(就労B)	8:30～17:30(8時間)	1
目標工賃達成指導員	常勤(就労B)	8:30～17:30(8時間)	1
職業指導員	常勤(就労B)	8:30～17:30(8時間)	2
職業指導員	非常勤(就労B)	8:30～17:30/13:00～17:30(5.9時間)	1
生活支援員	常勤(生活介護)	8:30～17:30(8時間)	1
看護職員/生活支援員	非常勤(生活介護)	9:00～13:00(4時間)	1
生活支援員	非常勤(生活介護)	10:00～16:30(5.5時間)	1
生活支援員	非常勤(生活介護)	8:30～17:00(7.5時間)	1
調理員	非常勤	8:30～14:30(5.5時間)	1

調理員	非常勤	10:00～16:00(5.5時間)	1
ドライバー	非常勤	7:30～10:00/15:30～17:30(4.5時間)	4
嘱託医(宗像医院)			
			17

## 8. 送迎サービス

「トライハウス通所送迎サービス事業規約」により実施します。

朝の迎えは、7:40分出発を4便、8時05分出発を1便で行います。

より安全に安心して利用して頂けるよう「運転適性診断」受講を年1回行います。(ドライバー)

◇添付書類 トライハウス通所サービス事業規約

## 9. 食事(昼食)提供サービス

家族等の負担軽減を目的に、栄養面及び嗜好や季節感を考慮した食事(昼食)を提供します。トライハウスで栽培収穫した新鮮な野菜と有機栽培米を使ったメニュー作りを行います。

メニューは、2週間ごとに調理員と職員代表及び年1回の嗜好調査の結果を参考に決めます。

ノロウイルスや食中毒を発生させないため、衛生管理を徹底するとともに安心安全な食事提供ができるよう調理員の研修会等へ受講します。

毎月1回程度、お弁当の日とします。(食事提供を行わない日)

※食事代・・・500円/1食、但し、食事提供加算該当者は300円/1食(食材料費分)

※食事をキャンセルする際は、2日前までに連絡をお願いします。それ以後は、食事を摂らない場合でも500円(食事提供加算該当者は食材料費300円徴収いたします)。

## 10. 緊急時の対応及び防災対策

(1)事故防止に努めます。(ヒヤリハットの推進)

(2)事故・怪我時は、対応マニュアルの順守をします。

(3)防災訓練を定期的に行います。

※また、実情に即した防災対応マニュアルを作成します。また、緊急時連絡体制を見直します。

## 11. 情報開示及び周知

(1)トライハウス通信を年4回(4月・7月・10月・1月)発行します。

(2)ホームページ(<http://www.kokoromi.or.jp>)

(3)回覧物やお手紙にてお知らせします。(随時)